

令和7年度第2回宮城県内水面漁場管理委員会議事録

委員会の招集

- (1) 招集者 会 長 小野寺 秀也
(2) 発送年月日 令和7年9月26日(金)

委員会の開催

- (1) 日 時 令和7年10月8日(水)
○開会 午後2時00分
○閉会 午後4時00分
(2) 場 所 宮城県行政庁舎9階 第一会議室

議題

審議事項

- (1) うなぎ稚魚漁業の制限措置(案)等について
(2) 全国内水面漁場管理委員会連合会令和8年度中央省庁提案項目及びアンケート調査について

協議事項

宮城県漁業調整規則の改正について

報告事項

- (1) 令和6年度さけ来遊状況及び令和7年度さけ来遊予測について
(2) 宮城県さけます増殖振興プラン(暫定版)に基づくふ化放流体制の再構築等について

出席委員

会 長	小野寺 秀 也	委 員	菅 原 ^{はじめ} 元
会長代理	高 橋 清 孝	〃	五十嵐 健 志
委 員	黒 川 優 子	〃	眞 壁 一 良
〃	菅 原 ^{はじめ} 元		

欠席委員

委 員	佐々木 宏	委 員	佐 藤 十 郎
〃	棟 方 有 宗		

執行部出席者 別紙のとおり

【委員会の概要】

○水産業振興課 武山総括課長補佐

定刻となりましたので、ただ今から令和7年度第2回宮城県内水面漁場管理委員会を開催いたします。本日の委員の出席状況ですが、現在6名の方が御出席されておりますので、漁業法第145条の規定による過半数を満たしており、本委員会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、開会の御挨拶を小野寺会長からお願いいたします。

○小野寺会長
(挨拶)

○水産業振興課 武山総括課長補佐

ありがとうございました。続きまして宮城県水産林政部佐藤副部長から挨拶お願いいたします。

○水産林政部 佐藤副部長
(挨拶)

○水産業振興課 武山総括課長補佐

それでは議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。配布しております資料の右上に番号を振ってございます。資料1といたしまして審議事項(1)「うなぎ稚魚漁業の制限措置(案)等について」、資料2といたしまして審議事項(2)「全国内水面漁場管理委員会連合会令和8年度中央省庁提案項目及びアンケート調査について」、資料3といたしまして協議事項「宮城県漁業調整規則の改正について」、資料4といたしまして報告事項(1)「令和6年度さけ来遊状況及び令和7年度さけ来遊予測について」、資料5といたしまして報告事項(2)「宮城県さけます増殖振興プラン(暫定版)に基づくふ化放流体制の再構築等について」、それと高橋会長代理から情報提供ということでA4一枚の紙に「生物多様性第4の危機、温暖化の影響と水辺の生き物たちの行方」と記載された資料をお配りしております。以上6種類の資料となっております。御確認いただきまして、不足等ありましたら事務局にお声がけください。よろしいでしょうか。

それでは議事に入らせていただきます。小野寺会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○小野寺会長

それでは議事に先立ちまして議事録署名委員の指名を行いたいと思います。本日は5番の菅原^{はじめ}元委員と6番の五十嵐委員をお願いいたします。

【審議事項】

○小野寺会長

それでは始めに審議事項(1)「うなぎ稚魚漁業の制限措置(案)等について」を上程

いたします。県から御説明いただきます。

○水産業振興課 松浦課長

審議事項（１）「うなぎ稚魚漁業の制限措置（案）等について」を御説明させていただきます。令和２年１２月に施行されました改正漁業法によりまして、しらすうなぎが特定水産動植物に指定されております。許可等を受けなければ採捕ができないこととなっております。本漁業は令和６年漁期から知事許可漁業へと移行しております。本日は、漁業法第５８条において準用する同法第４２条第３項の規定に基づき、令和８年２月から漁期を迎えるうなぎ稚魚漁業の許可に係る制限措置の内容等について御審議いただくものでございます。詳細については担当から説明させていただきます。

○水産業振興課 深澤技師

資料１枚おめくりいただきまして、１ページ目を御覧ください。こちらは県から委員会宛の諮問文書の写しとなっております。

続いて、裏面２ページ目を御覧ください。うなぎ稚魚漁業の許可の申請にあたり、今回、公示を予定しております制限措置と許可をすべき期間の案となっております。こちらにつきましては後ほど、戻って御説明させていただきます。

右側３ページ目以降がうなぎ稚魚漁業の概要をまとめた資料でございます。１のうなぎ稚魚漁業の概要ですが、うなぎ稚魚漁業は、本県内水面において全長１３センチメートル以下のうなぎの採捕を目的として営む漁業となっております。２許可制に係る経緯として、一昨年度より知事許可漁業に移行しておりますが、以前までは、うなぎの採捕は宮城県漁協の仙台支所、仙南支所（亙理）への特別採捕許可の発給により実施されておりました。令和２年１２月に漁業法が改正されたことにより、しらすうなぎが特定水産動植物に指定されたことに伴いまして漁業権、漁業許可、学術研究のための採捕以外の採捕は禁止となり、本県におきましても知事許可に移行する必要が出てきたということで、令和２年に漁業調整規則の中にうなぎ稚魚漁業を新設したという経緯でございます。経過措置期間が終わった令和５年１２月に知事許可漁業に移行して令和６年の２月１日から４月３０日は知事許可漁業での採捕の実施となりました。３採捕状況についてということで、令和７年２月１日から４月３０日までの令和７年漁期について説明いたします。採捕区域はこれまでと同様に井土浦、貞山運河、阿武隈川河口、鳥の海、そして山元町内の水域となっております。採捕従事者について令和７年漁期は２３１名となっております。採捕数量は前年比１９０％の２８６．１ｋｇという結果でございます。年による変動はありますものの、本県では近年豊漁傾向が持続しております。また、国内全体を見ましても令和７年漁期の採捕量は豊漁であった令和２年漁期と同程度でございました。ただ、近年の採捕水準を踏まえ池入れ準備がされていない養殖池が多かったこと、それに伴い各地で漁止が行われたことなどから池入れ数量は２１．７トンの上限に対し、１８．２トンにとどまる結果となっております。また、令和７年１２月には水産物流通適正化法の適用により採捕者及び採捕事業者に対し、漁獲番号等の情報伝達、取引記録の作成・保存などが義務化されることとなっております。県内の採捕量の推移につきまして資料４ページ中程にグラフを載せておりますので御参照いただければと思います。続いて４番、にほんうなぎの資源についてということで、こちら、国全体の

話にはなりませんけれども、簡単に生態等を記載しております。にはんうなぎは、5から15年間、河川や河口域で生活したのち、海へ下りまして日本から約2000km離れたマリアナ諸島付近の海域で産卵を行います。ふ化後は我が国を含む東南アジア沿岸域に来遊しまして、その稚魚は養殖用の種苗として利用されています。しらすうなぎの採捕量は昭和50年第後半以降で低水準でありまして、かつ減少基調にあります。減少の要因としましては海洋環境の変動や親うなぎやしらすうなぎの過剰な漁獲、生息環境の悪化が指摘されています。続いて5番許可の概要ということで、ここから御審議いただく許可の内容の説明に移ります。(1) 制限措置ということでこちらの表は漁業許可取扱方針に定める制限措置の内容となっております。このうち操業区域、漁業の時期、許可すべき漁業者の数については公示の際に別途定めるということで後ほど詳しく説明いたします。表の一番最後、漁業を営む者の資格についてですが、県内に所在する団体であり、かつ採捕したうなぎ稚魚について、適切な流通を行うと認められる団体と規定しております。(2) 漁具の制限についてですが、使用できる漁具は、火光利用によるすくい網、たも網、さで網、四手網となっております。5ページ目を御覧ください。

(3) 採捕従事者についてですが、こちらも許可の取扱方針の中で規定しておりまして、暴力団員に該当しないことなどの適格性を確認した上で県に届けなければならない、などの条件を定めております。(4) 許可の有効期間ですがこちらは1年間となっております。(5) 許可の条件としまして①から⑥まで許可の条件を定めております。6番の許可の対象でございますが、先ほど申し上げた公示の際に別途定めるとしている部分の説明になります。まず1つ目の操業区域ですが、方針の中では前年に許可処分した区域内を基本として公示の際に定めるとしておりまして、今年度も昨年度に許可処分をしたのと同じ以下の①から⑩を操業区域にしたいと考えております。①が井土浦、②が井土浦と七北田川の間、③が阿武隈川の河口域、④が鳥の海一円、⑤から⑩が山元町内の各水域となっております。(2) 漁業時期ですが、水産庁から毎年、全国に操業期間が通達されており、今年も令和7年8月28日付の通達で、全国の採捕期間は12月1日から4月30日までの間との通知がありました。本県におきましては昨年と同じ期間になりますが、操業の実態に合わせて、2月1日から4月30日までとして公示したいと考えております。最後に、許可等すべき漁業者の数の公示枠でございますが、これまでの操業実態、採捕の管理体制の観点から上記の操業区域ごと、①と②の操業区域において1、③から⑩の操業区域において1の合計2ということで考えております。

資料、戻りまして2ページ目を御覧ください。先ほどのものを反映したのがこちらの公示案になります。1の許可又は起業の認可をすべき漁業者の数及びその他制限措置に、先ほど御説明申し上げた事項を反映しております。漁業種類はうなぎ稚魚漁業、操業区域は下の①から⑩、漁業時期は、令和8年2月1日から令和8年4月30日、そして許可すべき漁業者の数ということで、それぞれ操業区域ごとに1ずつで合計2というように制限措置を公示したいと考えております。制限措置等の説明については以上になります。

また最後に一点、御報告ですけれども、ここ最近の委員会で度々話題に出ておりますとおり、他水系にもしらすうなぎが遡上しているのではないかと御意見をいただいております。現在、目撃情報をいただいている北上川の方で生息調査に向けて調整を進めているところでしたのでその点御報告させていただきます。

少し話はそれてしまいましたが、制限措置につきまして御審議の程よろしくお願いたします。

○小野寺会長

説明が終わりましたので質疑に入ります。御意見、御質問ございますでしょうか。

○高橋会長代理

御説明ありがとうございます。該当する団体について、これまでどおりの2団体ということで伺いました。要望が出ている北上川については調査の結果を得てということだと思っておりますが、具体的にはどのような調査をなさるのででしょうか。

○水産業振興課 菊池技術主幹

まず、今年の許可は高橋委員からお話がありましており昨年度まで許可をしている2団体を想定しております。北上川の調査に関しましては今年、追波川の方で調査を行ってみたいと考えております。その結果、稚魚がしっかりいて漁業として利用できるということが確認でき、密漁の恐れがないなどしっかり管理ができるといったところを確認した上で、許可の発給は考えていきたいというところでございます。

○高橋会長代理

秋にも遡上が見られるという情報もあります。ですので、期間や場所といったことも広範囲に調査された方がいいかと思っておりますがいかがでしょうか。

○水産業振興課 菊池技術主幹

おっしゃるとおり前回の委員会の際にも佐々木委員から10月くらいにしらすうなぎらしきものが見えるというお話をいただいておりますので、今年も10月、11月くらいに調査体制を整えた上で調査をしたいと考えております。また、2月から4月の本漁期においても調査を行う予定でおります。

○高橋会長代理

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○小野寺会長

他にはございませんか。なればうなぎ稚魚漁業の制限措置案等については県の諮問どおり答申したいと思っておりますがよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○小野寺会長

ありがとうございます。異議なしと認め、令和7年10月2日付け水振第482号により諮問のあったこのことについては、原案どおりで差し支えない旨答申することとし

ます。

○小野寺会長

次は審議事項（２）「全国内水面漁場管理委員会連合会令和８年度中央省庁提案項目及びアンケート調査について」を上程します。事務局からお願いします。

○事務局 深澤技師

資料おめくりいただきまして、１ページ目を御覧ください。こちらは全国内水面漁場管理委員会連合会会長から各県の委員会宛の中央省庁への提案内容の検討及びアンケート調査の実施についての依頼文書となっております。裏面２ページ目は添付資料として送付があった資料が記載されています。今回お配りしている資料の右上に、別紙１、別紙２のように番号が記載されておりますが、そちらの番号はこの依頼文書に記載の番号に対応する形となっております。説明の都合上、お配りした資料上では番号が前後することを御了承ください。

続いて３ページ目、こちらが今年度の東日本ブロック協議会の開催県である千葉県内水面漁場管理委員会からの依頼文書となっております。ページ中程に記載の提出期限について１０月３日となっております。一度、事務局案という形で１０月３日までに回答は送付しておりますが、本委員会を経た後に内容に変更があった場合は修正が可能である旨は千葉県に確認済みでございます。その下２番提出資料ということで、１番から４番が記載されていますが、今回御審議いただきますのが、これらの記載内容についてです。

ページおめくりいただきまして裏面４ページ目、右上に別紙５と記載された資料を御覧ください。こちらは令和８年度における提案項目の取りまとめスケジュールでございます。まず、第１回漁場管理対策検討会ということで、こちらは今年の８月２９日に開催されておまして、提案項目の素案、アンケート内容について協議されています。そして決定した素案及びアンケートが各都道府県の委員会に送付されています。２番アンケート回答のとりまとめということで、各都道府県の委員会は提案項目素案への修正、意見及びアンケートをブロック協議会に提出します。当県では先ほど申し上げたとおり千葉県に提出をします。その後３番各ブロック協議会ということで各ブロック内の県の実情、アンケート結果を踏まえ、ブロックとしての意見を決定し連合会に報告します。当県は東日本ブロックに属しておりますので、今月１０月２８日、２９日の協議会が開催されます。続いて４番第２回漁場管理対策検討会が来年、令和８年３月に行われまして、各ブロックからの意見を踏まえて検討された提案書案が役員会へ提出されます。これと同日にですね、役員会が行われまして、提案書案が審議され、通常総会に提出されます。その後、通常総会を経て、令和８年６月または７月に各省庁へ対し、提案行動を実施します。大まかですがこちらがスケジュールでございます。

続いて次のページ別紙３と記載された資料を御覧ください。こちらは８月２９日の漁場管理対策検討会における意見がまとめられたものでございます。鹿児島県からの提案書全般の意見として、項目、内容をわかりやすく検討する必要があるとの意見があったようです。続いてそれぞれの項目に関する意見ですが、外来魚対策小項目１、こちら資料には３ページと記載されておりますが、お配りしている資料ですと、８ページ目です

ね、三重県及び鹿児島県から記載のとおりコウライオヤニラミに関する意見が出ております。その下2番鳥類による食害対策ということでお配りしている資料ですと、11ページ目ですが、カワウの被害対策についてに関し記載のとおり意見が出されております。3番魚病対策についてですがお配りしている資料の13ページ目に記載の水産用医薬品に関する項目ですが、鹿児島県より当会として要望する所掌の範疇にあたるか疑問との意見が出されています。最後4番、河川湖沼環境の保全及び啓発について、お配りしている資料ですと、14ページから18ページですが、東京都から記載のとおり意見が出ております。

続いてのページからが提案項目案ということで、令和8年度の提案素案、また、参考として令和6、7年度の提案書、令和7年度提案に対する各省庁からの回答が記載されております。この資料については、本委員会の開催通知と併せて事前に送付していただきましたので、内容については簡単に手短かに説明させていただきます。まず、資料6ページ目が提案書の前書きにあたる部分ですが、変更点については時点修正のみということで、来年度に実施される通常総会の日付が記載されます。続いて7ページ目から9ページ目が外来魚対策についての項目でございます。こちらも前年度からの変更は時点修正、アンケート結果の修正のみとなっております、内容に関しての変更はございません。続いて10ページ、11ページこちらが鳥類被害による食害対策についてということで、カワウやサギによる被害対策に係る要望の項目でございますが、こちらも変更は時点修正、アンケート結果の修正のみとなっております。続いて12ページ、13ページが魚病対策についてということであゆの冷水病やコイヘルペスウイルス等に関する提案項目ですが、こちらは全て令和7年度と同文となっております。続いて14ページから18ページ目が、河川湖沼環境の保全及び啓発についての項目ですが、こちらも全て令和7年度と同文となっております。19ページ、20ページが放射性物質による汚染対策についての項目ですが、こちらも令和7年度と同文となっております。21ページ、22ページがうなぎの資源回復についての項目として、21ページに記載の提案の趣旨について一部文言の修正がなされていますが、提案の内容に変更はないものとなっております。その他の事項については令和7年度と同文となっております。最後、23ページ目が内水面漁場管理委員会制度の堅持についての項目になりますが、こちらも令和7年度と同文となっております。

続いて裏面24ページ目、別紙2と記載された資料を御覧ください。こちらは全国内水面漁場管理委員会から示されている提案項目作成にあたっての考え方が記載されているものですが、冗長な文章としないこと、個別の事案は盛り込まないこと、提案した結果に対する評価を行うことなどの注意点が記載されています。

このようなことと、近年の当県での状況を踏まえまして、25ページ目からが当県からの回答案になるのですが、25ページ、別紙様式の1、令和8年度中央省庁提案項目素案に係る提案項目の削除や表現の変更について、裏面26ページ、別紙様式2の令和8年度中央省庁提案項目に係る追加項目・意見について、27ページ目、別紙様式3、東日本ブロック協議会内における照会・協議事項等について全て意見なしとして回答したいと考えております。

続いてページおめくりいただきまして28ページ目からを御覧ください。令和8年度提案項目に係るアンケート調査ということで、先ほどの提案素案中にも、アンケート結

果を修正との記述もありましたが、提案内容を考える上での参考となるアンケート調査です。こちらの内容につきましても御審議をいただければと考えております。

まず項目1 外来生物について①外来生物による被害報告のあった共同漁業権件数についてですが、こちらは県内にある全29の漁業権のうち12件で被害が確認されております。オオクチバス、コクチバス、ブルーギルによる被害が大半を占めている状況です。続いて、29ページ目②把握している外来生物対策についてということで、当県で把握しております対策について記載しております。その下③外来魚の再放流禁止についての規制についてということで、当県では委員会指示によりオオクチバス、コクチバス、その他オオクチバス属、ブルーギルの再放流を禁止しておりますので、その旨を記載しております。④令和6年度6月1日以降の新たな取組については特には行っておりませんので、特になしと記載しております。

ページおめくりいただきまして30ページを御覧ください。こちらが魚病についての項目になります。調査対象となっている魚病については本県では発生が確認されていないもしくは近年発生は確認されていない状況にあり、新たな取り組みについても実施していないことからその旨を記載しております。

続いて、31ページ、32ページに鳥類による食害対策に関する項目です。①カワウの生息数と被害額についてということで、当県自然保護課で毎年行っているねぐら、コロニーでの生息数調査、カワウの胃内容物調査による名取川水系での被害額の推定金額を記載しております。②カワウ対策についてということで、水産庁事業及び、市町村の補助事業を活用し銃器捕獲や追い払いが行われておりますので、その内容を記載しております。③駆除、追い払いの成果ということですが、裏面32ページを御覧いただきまして、選択式になっておりますが、現在の状況を踏まえて、B、C、Dを選択しております。その下④カワウ協議会についてということで、当県は東北カワウ協議会に参加しておりますのでAを選択しております。⑤鳥類による被害報告についてですが、県内全29件のうち17件についてカワウによる被害があるという情報をいただいておりますので、その内容について記載しています。⑥他業界との連携についてですが、先ほど少し触れましたが、当県自然保護課においてカワウの個体数調査を実施しており、その結果を共有いただいているほか、当課での行っている事業についても情報提供を行っておりますので、協力団体として記載をしております。

続いて33ページ目漁場環境の保全及び啓発についてですが、こちらも選択式になっておりますが、全て当県で事例の報告がありますので、全てに丸を付けております。

資料おめくりいただきまして34ページ、35ページがうなぎの資源回復についての項目となっております。①うなぎが漁業権魚種として設定されている漁業権の件数についてですが12件で免許されておりますので、その旨記載しております。②うなぎの増殖量を達成できなかった事例ですが、価格高騰や震災による影響により種苗放流を実施できませんでしたが、一部漁協については再開している旨、その他の漁協については資源保護及び河川環境改善に取り組んでいる旨を記載しています。③増殖指示量を達成できない状況が続いた場合の対応についてですが、現状では増殖指示量等を変更する予定はありませんので、Aと回答しております。④下りうなぎ保護に関する対策についてですが、現在のところ対策について検討しておりませんので、Dを選択しております。その理由についてを次ページ⑥に記載しておりますので、本県においてうなぎは内水面漁

業における主要魚種とはなっておらず、下りうなぎの採捕については把握できていない状況にあるため、実態が明らかになった場合は結果に応じて、方策を検討することとしています。その下⑦自由記述となっておりますが、特になしとしております。

長い説明になってしまいましたが私からの説明は以上でございます。中央省庁への提案内容及びアンケート調査への回答について御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○小野寺会長

ありがとうございました。何か御質問、御意見ございますか。2つに分けましょうか。最初の提案項目についてまず議論して、次にアンケートについて議論という形でのよろしいですかね。

提案項目はほとんど同文ということで、見慣れた内容かと思うのですが御意見等はよろしいですか。

○各委員

はい。

○小野寺会長

次にアンケートの方へ移ります。これが宮城県の実情でもあるので、もう少し具体的に議論できるかと思えます。魚病について3年間ゼロというのは良いですね。

○高橋会長代理

28ページの表でチャネルキャットフィッシュとアリゲーターガーの危険な魚が2つ出てきているのですが、どこだか分かりますか。

○水産業振興課 菊池技術主幹

アリゲーターガーにつきましては長沼の方で生息があることを御報告いただいております。またチャネルキャットフィッシュに関しましては、阿武隈川で報告があります。

○高橋会長代理

阿武隈川は以前から話があったのですが、やはり互理周辺ですかね。

○水産業振興課 菊池技術主幹

申し訳ありません。ただ今一覧表しかもっていないため、どの辺りで発生したかというところは分かりませんでした。

○高橋会長代理

専門家がまだ実害があるとは言っていないですが、色々なものを食べているというのは実態です。関東の方ではどんどん広がっているような状況にありまして、非常に大きな問題になっています。こちら運河を通じて様々なところに拡散する可能性があるため、注意した方がよいと思っています。

○小野寺会長

他にございませんか。なければ事務局案のとおり回答することよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○小野寺会長

それでは「全国内水面漁場管理委員会連合会令和8年度中央省庁提案項目及びアンケート調査について」は、事務局案のとおり回答することに決定いたします。事務局は手続きをお願いいたします。

— — — — 審 議 事 項 終 了 — — — —

【協議事項】

○小野寺会長

それでは次に協議事項に移ります。「宮城県漁業調整規則の改正について」を県から説明願います。

○水産業振興課 永木技術主任主査

資料おめくりいただきまして1ページ目でございます。今回の宮城県漁業調整規則の改正でございますけれどもこの4月には刑法の改正に伴う改正ということで改正されたものが公示されて、その後、前回の8月の委員会でも今度は左書きに規則の形式を改めるということで改正について御審議いただいたところでございます。さらに今回、まだこの海面での採捕禁止期間がございまして、こちらをこの規則から削除する、禁止期間を解除するという改正を行いたいということで、今回、協議事項として挙げさせていただきました。

1の概要にありますとおり、現在の規則の第34条に何人も、次の表に掲げる水産動植物を採捕してはならないということがあり、この15番目にまだこがございまして。海面において4月1日から8月31日まで獲ってはならないというような禁止期間が設けられております。こちらを全て削除し、禁止期間を解除したいというものでございます。この内容については全て海面の話にはなっておりますけれども、宮城県漁業調整規則の改正ということで、法令に基づく手続きとして、内水面委員会の方にも諮問が必要となっておりますので、今回協議事項ということで挙げさせていただきました。2番の改正理由でございますけれども、改正理由のところにありますとおり、まだこの禁止期間について確認できる最も古い資料で昭和4年、90年以上前の宮城県漁業取締規則の制定の時から設けられているということ、なぜまだこの禁止期間が設けられているのかという詳細な設定理由は分からないのですが、推定するにまだこの資源の保護、あるいはあわびやなまこ等の密漁防止というような目的があったものと考えております。一方で、近年、本県ではまだこが増加傾向ということで資源として漁業者が盛んに漁獲をして活用しているのですが、一方でまだこは磯根資源、特にあわびの害敵生物ということ

で問題になっています。本県のまだこの資源ですが、黒潮に乗って幼生が本県の沿岸にやってくるということで、これが多ければ本県のまだこは増えますし、少なれば少なくなるということで、いかに幼生が本県に来遊するかに依存しており、年変動が非常に大きいという特徴がございます。ですので、突発的にまだこが増えるということがあり、そういった場合に、採捕禁止期間が設けられていると適切な漁獲が行えないということで、あわび等への磯根資源への食害の影響が懸念されるという側面がございます。今、本県でまだこが増えている、あわびの食害も心配という中、磯根資源全体のバランスを保つという意味でも現在のまだこの禁止期間を削除し、まだこの採捕を4月から8月の間も可能にすることが必要だと考え、今回の改正を検討しているところでございます。3番の採捕禁止期間を解除することに伴う資源の保護というところで、これまであった禁止期間を解除することで、まだこ資源に与える影響は大丈夫なのかという懸念が生じてくる訳ですが、こちらについてはまだこの資源生態について資料3ページ目を御覧ください。3ページ目の下の方に2まだこの資源・生態というところがございます。(1) 来遊についてということで、右側の図を御覧頂きたいのですが、こちらは三陸沿岸から千葉県房総半島までの沿岸の海岸線を示しており、その外側、海上に点線と実線が引かれており、これがまだこの移動を示しております。左側の文章にその説明を書いておりますが、本県のまだこについて、三陸から房総半島沿岸というのが一つ群と考えられておりました。この群につきましては主に千葉県の房総半島の外房で生まれた浮遊幼生が春から初夏にかけて茨城県から岩手県の各県に海流に乗ってきまして、そこで着底して稚だこになって成長し、さらに秋から冬にかけて、水温が下がると共に南下してまた産卵場に戻っていくというような生態があると言われており、いわゆる渡り群と呼ばれております。この浮遊幼生につきましては、五月雨式に常磐から三陸にかけて分散して着底するというので、本県につきましても黒潮に乗ってまだこの幼生が例年よりも多く運ばれてくる年が続いていた状況だと考えられます。来遊した幼生が夏頃に着底し、そこで秋頃までに成長し、これが本県で秋から冬にかけて漁獲されるということになります。まだこの寿命については1年または1年4か月ということで、大体1年で1回産卵をして死ぬということだそうです。最後のポツでございますが、水温15度になれば普通は南下していくのですが、水温が下がらない時期には一部はそのまま南下せずに地着きになるというような報告がございます。本県でも高水温期になって地着きが現れるということもありますが、全体的な生態としては渡り群が主力ということで、多くのまだこは高水温期であっても南下していくと考えられています。

資料1ページ目にお戻りください。3番に先ほどと同様のことが記載されておりますが、本県のまだこについては千葉県で産出された浮遊幼生が当県にやってくる、また秋から冬にかけて南下する渡り群と考えられています。ただ、高水温の状況下では一部が地着きになることが報告されていますが、資源の主力は渡り群だと考えられています。禁止期間を解除した場合、4月から8月に漁獲されているまだこが漁獲サイズに達しているということを考えれば、地着き群、南下せずに残ったまだこであると考えております。ただ、申し上げたとおり、地着き群に関しては、割合としては渡り群に対して少ないということで、この地着き群を採捕禁止期間を解除し採捕したとしても、まだこ資源全体に与える影響は限定的であると考えております。資料2ページ目に移ります。これ

まで禁止期間にしていた4月から8月には渡ってきた稚だこがおりますので、禁止期間を解除した場合にこの小さいたこが採捕されてしまう懸念があるということで、この稚だこに関しては対応が必要と考えております。稚だこに関して保護する必要があるということで、現在県の方で検討しておりますのは、海区漁業調整委員会指示で小さいたこを獲らないように採捕の体重制限を導入するという案を考えています。採捕のサイズ制限はこれまで9月から3月の禁止期間でない時期に関してもやってこなかったもので、この期間に関してもまだこの小型サイズを獲らないようにするというので、これまで以上の資源の保護の効果が期待できるのではないかと考えているところです。下の図に関しては、委員会指示のイメージということで、海区漁業調整委員会の指示にはなりますが、このように体重何百グラム未満のまだこは採捕してはならないというような制限を周年かけるということを検討しております。

スケジュールですが、本日10月8日の内水面漁場管理委員会で協議させていただきました。そして11月の海区漁業調整委員会でも協議をさせていただき、水産庁との協議、仙台地方検察庁とも協議が必要ということで、これらの手続きを経て再度、正式な諮問につきましては12月の委員会で諮問させていただければと考えております。最終的にはできれば4月の次の禁止期間が始まる時には、規則を改正してこの禁止期間の解除をするというスケジュールで考えているところです。資料3ページ以降はまだこ漁業の概要、生態について記載したものでございますので後ほど、御覧いただければと考えております。以上でございます。

○小野寺会長

ありがとうございました。何か御質問はございますか。

○菅原元（はしめ）委員

遊漁も適用になりますか。

○水産業振興課 菊池技術主幹

現在、漁業調整規則で禁止されておりますものに関しては遊漁も4月から8月までは禁止期間となっているため、その間は獲れないという状況になっています。今回、調整規則から外して海区の委員会指示という形で制限をかけますと、県内全域の宮城県沖合海面で獲るまだこに関して、体重制限をかける形になりますので、遊漁の方も対象になってきます。

○小野寺会長

他にございますか。海区の方にお任せするというのでよろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○小野寺会長

では、協議事項はこれまでとします。

【報告事項】

○小野寺会長

次に報告事項に入ります。報告事項（１）「令和６年度さけ来遊状況及び令和７年度さけ来遊予測について」を県から御報告いただきます。

○水産技術総合センター 石川研究員

私の方からは２点、説明させていただきます。まずは資料４の１ページ、令和６年度さけ来遊状況及び令和７年度さけ来遊予測を御覧ください。令和６年度のさけ来遊数は８，６６５尾、沿岸捕獲が３，２００尾、河川遡上が５，４６５尾となり、前年度比で９０％という結果でした。この令和６年度の来遊数でございますが、昭和５２年以降で最も少ない結果となりまして、非常に低い水準だったということになります。年齢別の内訳をみると、４年魚が６，１７６尾、前年の１４８％ということで、４年魚では増えたのですが、３年魚と５年魚が前年より減少した結果、昨年度よりも若干減ったという結果になっております。（２）全国の状況でございますが、全国のさけの来遊数は１，７９０万尾、前年比８７％ということで、平成元年以降最も少なくなりました。北海道の来遊数は１，７７０万尾、前年比７８％ということで、平成元年以降では３番目に少ない、本州の来遊数は２０万尾ということでこちらも平成元年以降で最も少ないという結果でございました。

続いて裏面２ページ目を御覧ください。二重四角の中に令和７年度のさけ来遊予測を示しております。今年も例年どおりの方法で予測を行っておりまして、前年２歳魚の来遊から３歳魚の来遊を予測、３歳魚から４歳魚を予測、４歳魚から５歳魚を予測するというように年齢別に予測を積み上げていくシブリング法で令和７年度の予測を行っております。令和７年度の予測値ですが６，０００尾と予測されまして、令和６年度の来遊実績を下回る予測となっており、これまでで最も低い予測となっております。回帰率が極めて低い状況は、今後も継続するものと考えられます。参考までに令和６年度の来遊実績と予測値を書いておりますが、来遊実績は来遊予測値の範囲に収まるという結果になりました。

続いて、３ページ目の令和８年度以降のさけ来遊の見通しという資料を御覧ください。この資料では、来遊予測とは異なる手法を使いまして、令和８年度以降のさけの来遊について大まかな見通しを説明したいと思っております。目的ですが、今回色々と解析を行いまして、さけの回帰の減少と海洋環境の変化に一定の関係が認められましたので、この関係を利用して、令和８年度以降のどのような状況が見込まれるのかということの検討を行いました。さけの来遊と海洋環境の関係で図１に春期親潮南限緯度、要は親潮がどこまで下がったかというグラフと、気仙沼の水温の推移を示しております。赤の点線で示しておりますが、我々は２０１６年以降に親潮の北偏という海洋環境の変化が始まったと考えています。この親潮が北偏してなかなか下がってこなくなったことによって、春期の平均水温が上昇しておりまして、下の表に数字を示しておりますが、２０１５年以前は３月が６．３度、４月が７．４度だったのが、２０１６年以降は３月が８．０度、

4月が9.9度とそれぞれプラス1.7度、プラス2.5度上昇しているという結果になっております。

裏面の4ページを御覧ください。さけの回帰率の推移でございます。図2には、横軸が回帰年度、縦軸が河川遡上捕獲数と回帰率を折れ線グラフの色を変えてふ化場毎に示しております。2019年の回帰が減少したということは、稚魚が2016年に北上していく年級となりますので、先ほど説明した海洋環境の変化とタイミングが一致しております。このことから稚魚期に親潮の北偏の影響、高水温や親潮系の大型の動物プランクトンが減少したことの影響で、回帰率が低下した可能性を考えております。回帰率と放流時の海洋環境に関係があるのであれば、既に放流していて、まだ回帰していない年級について、どのくらい回帰の見込みがあるのか検討することができると思います。

3番の令和8年度以降の回帰群の来遊の見込みでございますが、回帰率と稚魚放流時の海洋環境の関係について、図3に示すとおり、放流時の水温が高くなるほど回帰率が低下するという関係が認められました。令和8年度から10年度の放流時の3月と4月の平均水温と予想される回帰率を赤い丸で示しています。これを御覧頂きますと2023年と2025年はいずれも近年の低い水準と同じくらいの回帰率で、特に水温が高かった2024年についてはさらに低い回帰率となりました。このことから令和8年度以降についても、近年と同程度の低い回遊水準が継続するのではないかと考えられ、2024年に稚魚が北上した令和9年の回帰については特に低い水準となる可能性があるのではないかと考えております。

最後に参考情報なのですが、この資料には掲載しておりませんが、2023年、2024年、2025年というのは県内の11ヶ統の定置網に入ったさけ稚魚の調査をして食性を調べるという調査をしているのですが、結果として、2023年と2025年は2ヶ統ないし、3ヶ統の定置網で数十尾のさけ稚魚が採取されました。2024年は1尾も採取されませんでした。このことは2024年に放流した稚魚が、宮城県の海域にいる早い段階で減耗した一つの証拠ではないかと思っております。稚魚の減少要因ですとか、海洋環境との関係について引き続き調査を進めて参りたいと思っております。説明は以上です。

○小野寺会長

ありがとうございました。御質問、御意見はございますでしょうか。

○五十嵐委員

今の話で、今年2025年の予測をされていますけれども、来年度、再来年度はどのように回帰率が変わっていくか予測されていますか。

○水産技術総合センター 石川研究員

今、御説明した令和8年度以降の内容につきましては、来遊予測というよりは、概ねどのくらいの水準になるのかを大まかに検討するためのものがございますので、また来年度今年やったシブリング法で改めて予測したいと思います。

○小野寺会長

他にございますか。ないようですので、報告事項（１）「令和６年度さけ来遊状況及び令和７年度さけ来遊予測について」についてはこれまでとします。

○小野寺会長

次に報告事項（２）「宮城県さけます増殖振興プラン（暫定版）に基づくふ化放流体制の再構築等について」を上程いたします。これも県から説明いただきます。

○水産業基盤整備課 縄田技術主幹

資料１ページおめくりください。宮城県さけます増殖振興プラン（暫定版）に基づくふ化放流体制の再構築等についてでございますが、こちらは昨今のさけの不漁を受けまして、９月４日に県内のさけ放流事業関係者に説明したものをこの場にて説明させていただきます。

（１）本県ふ化放流事業を取り巻く状況については、先ほど水産技術総合センターより説明があったものと重複しますので割愛させていただきますが、昨今、回帰数は極度に低迷しているところであります。

次のページを御覧ください。（２）種卵確保についてです。１つ目のポツになりますが、沿岸来遊尾数の不振に伴い、令和元年度以降、宮城県の自県産卵のみでは十分な種卵を確保できなくなっておまして、令和４年度以降は積極的に北海道等の他道県に依頼をして種卵を確保し、なんとかふ化放流事業を続けておりました。２つ目のポツですが、しかしながら、全国的な不漁によりまして、昨年令和６年度は北海道からの種卵の提供もなく、山形県から１３０万粒の提供を受けるに留まったところです。その下の表１のところを見ていただきたいのですが、一番下のところ令和６年度のところで自河川卵数は４４９万粒、そして移入卵数として山形からいただいた１３２万粒、合計５７０万粒程度しか昨年は種卵を確保できませんでした。３つ目のポツですが、今期における他道県の来遊も昨年同様に厳しいものとなっております、他道県からの提供は期待できないと考えております。参考までに載せておりますが、北海道の今年の来遊予測は１，１４１万尾、昨年度比６４．５％となっております、令和４年、５年と本県に多数の種卵を提供していただいた北海道ですら厳しいという状況になっています。最後のポツですが、このため海洋環境の変化によって全国的に回帰率が悪化していることを踏まえると、今後も他道府県から十分な数の種卵の提供を受けることも難しい状況が続くと考えております。下の表はその北海道の採捕放流計画の令和３年度から令和６年度の実績値となっておりますが、赤で書いてある計画対比というところですが、令和３年と令和６年にいたっては北海道ですら１００％を下回る採卵になっていたという状況でございます。

３ページ目を御覧ください。ふ化放流事業に係る財源についてです。１つ目のポツですが、ふ化放流事業経費における主要な収入源というのは水揚協力金と言われる海面漁業者が水揚げをした際に一定割合を協力金として納入してもらうものになりますが、昨今の不漁による水揚金額そのものの減少に伴って、直近３年間の平均では１６３万５千円まで減少しております。次のポツですが、一方で県内のふ化放流事業経費は直近３年平均で１億５８５万４千円となっております、水揚協力金では全体経費の１．５％しか賄えていない状況です。その下の図が今説明したところの関係ですが、黒の棒グラフが県内

全体のふ化放流事業経費、白の棒グラフが水揚協力金となっております。これを見ていただければ分かるのとおり、令和元年度以降、水揚協力金だけではこのふ化放流事業は賄えなくなっておりました。参考までに御説明いたしますと、震災前はこの水揚協力金で十分に賄えるような状況でした。次のポツです。このためふ化放流事業経費の不足分については震災復興のために創設された補助事業である被災海域における国補助事業と呼びますが種苗放流支援事業を活用してなんとかふ化放流体制が維持されてきたところですが、最後になります、しかしながら、国補助事業に係る令和8年度概算要求ヒアリング時には水産庁担当者からは東日本大震災から14年が経過しており、さけの不漁は震災の影響ではなく、気候変動が原因と捉えているとの趣旨の発言があり、震災復興関係の事業が整理される段階に来ているということになっております。

次のページを御覧ください。御説明しましたとおり、沿岸来遊数、種卵確保状況、そして財源の面からふ化放流事業については再構築が必要であると考えております。(1)ですが、本県のふ化放流事業を取り巻く状況は非常に厳しいことから今年度、宮城県さけます増殖振興プラン(暫定版)に基づきまして、ふ化放流体制の抜本的な再構築に向け、県からまず叩き台となる考え方を説明し、関係者の皆様と意見交換を行ってまいりました。下の表3が県からの説明の概要になります。表のうち右側の説明のところを簡単に説明しますと、一番上の白丸のところ資源、財政の面から現状のふ化放流事業体制の維持は困難であると認識しているところ。次の丸ですが、少なくとも国の補助事業が続くうちは海洋環境の好転を期待し種卵と予算を拠点となるふ化場に集約してふ化放流事業を細く長く続けていきたい。次の丸ですが、拠点となるふ化場は以下の条件をもとに総合的に勘案します。①直近の河川遡上数が多いこと、②一定の施設規模があり、事業継続性が見込めること、③地域性として過去の実績や配置のバランス、④その他です。次の丸ですが、①から④を踏まえると県内で3から4箇所を拠点ふ化場として想定している。なお、国補助事業の予算の減少次第ではさらなる集約もあり得る。次の丸ですが、拠点ふ化場以外、以下サブふ化場と呼びますが、これに関しては今期からふ化場を稼働せず、採捕魚は拠点ふ化場に運搬してほしい。この場合の採捕経費は国補助事業で支援をします。次の丸ですが、サブふ化場の稼働停止については休止と考えており、回帰率が向上し、拠点ふ化場で一定の資源が造成されれば、拠点ふ化場から種卵を移植してサブふ化場の再稼働も視野に入れたい。そして最後のところですが、ふ化放流事業以外への転換については積極的に支援する。概ねこのような説明を県としての叩き台の考え方として説明した上で関係者の皆様と様々な意見交換をしました。

5ページ目がその関係者からの主な意見となっております。表4番にその主な意見と回答内容がありまして、一部を抜粋して御紹介しますと、上から3つ目のところ、不漁の影響で組合経営が厳しいという御意見が多数ありました。これに対しては、国、県としては魚種転換によって既存施設を活用した新たな収入源確保の取組を支援しますとお答えしております。その下、サブふ化場であっても自河川に放流したいという声もございました。これに対しては、拠点ふ化場と協議が整えば、サブふ化場由来の稚魚を自河川に放流することも可能としますとお答えしております。さらに1つ飛んで、ふ化放流事業を休止した場合、密漁が心配であるという声もありました。これに対して、各ふ化団体が河川遡上魚を採捕することは、正確な沿岸来遊尾数及び回帰率を把握する上で重要であることからふ化放流事業を休止した団体が希望する場合には遡上魚の採捕、採

卵等を委託し河川秩序の維持を図りますとお答えしております。このような皆様からの意見を受けてこちらも一部考え方等を修正しつつ意見を擦り合わせていきました。

次のページを御覧ください。3番ですが、現時点における令和7年度のふ化放流体制についてということでこの中央にある図のとおりに集約を行いました。図の説明ですが、県内16のふ化場がございますが、水色の丸で示しているところが拠点ふ化場、黒丸に白抜きになっているのがサブふ化場、そして黒丸が休止ふ化場、グレーの丸が自営ふ化場となっております。県内、北部1箇所、中部2箇所、南部1箇所の計4つの拠点ふ化場とその周辺に配置される8つサブふ化場、そして休止または調整中となっている4つのふ化場、このような形で今年度のふ化放流事業を行っていくこととなっております。その下4番のその他ですが、国事業予算の減少傾向によってはさらなる集約も図らなければならないとも考えております。

次のページ7ページ目です。5番令和7年度秋さけの種卵確保対策について、宮城県さけます増殖振興プランに基づきまして、県と県増協では種卵確保対策方針を定めておりまして、今年度集約化を図った中でこの種卵確保対策方針を下の枠組みの中に記載しております。基本的には昨年度と同じところが大半ですが、1番の河川遡上魚の最大限の活用というところで、下線部が引いてあるところの中でふ化場を稼働させない団体、サブふ化場については親魚を可能な限り拠点ふ化場に運搬し貴重な魚を可能な限り有効に活用するということ。2番のところ、他道県産種卵の移入調整の2ポツ目ですが、県は県さけます増殖協会が移入する他道県産種卵の購入を支援する。仮に他道県産種卵の移入があった場合は拠点ふ化場に移入するなどの集約を考慮した形でこの種卵確保対策というものを更新しております。以上が、今年度におけるさけふ化放流事業の再構築のために取り組んだ中身の報告になります。説明を終わります。

○小野寺会長

ありがとうございました。御意見、御質問がございましたらお願いします。

○黒川委員

不漁の影響で組合の経営が厳しい場合はということで5ページに書かれていたのですが、魚種転換について既に具体的に考えているようでしたら教えていただきたいです。

○水産業基盤整備課 縄田技術主幹

既に取り組んでいるふ化団体がありまして、そこでは既存の施設を利用してぎんざけやうぐい、やまめ、いわななどを飼育できるか実証試験に取り組んでいるところです。

○黒川委員

実際に商業ベースに乗りそうな感じですか。まだ試験状態でしょうか。

○水産業基盤整備課 縄田技術主幹

ぎんざけなどの取組に関しては今年度から本格的に始まっておりますので、まずは飼育技術を上げて、歩留まりなどをみた上で商業ベースに乗るか判断していくことになると思います。

○菅原元（はじめ）委員

ふ化場はかなりの率で補助金を利用して作っていたのではないかと思います、新しい魚種、別な魚種を作るというものに対して問題はないのでしょうか。地下水を上げたり、電気代が恐ろしくかかると思うので、小さいうちはいいですがその種苗を作るのか、それともある程度のところまで作るのかでかなり採算性が変わるのではないかと。その辺りは補助事業でやっても変えられるのかと。実際にやってその採算性、先ほどおっしゃっていましたが、小さいのだったら乗るけど普通のだと乗らないなと我々は思いますけれどもどうでしょうか。

○水産業基盤整備課 縄田技術主幹

補助事業上、しろさけのふ化場で魚種転換をすることが可能であるかについてですけれども、少し前までは水産庁の方もそこについては難しいという見解だったのですが、昨今の全国的なさけの不漁も事業実施主体では如何ともしがたい社会的な情勢の変化というように整理されまして、魚種転換については水産庁も補助金の扱いの中で認める方向で進んでおります。できあがった成果品が採算ベースに乗るか、特に大きな魚にした時に乗るかというところは検証していかなければならないという状況です。

○高橋会長代理

非常に残念なことになったなという実感であります。細かいことですが、阿武隈川は基本的にふ化場がなくて、拠点はなくする訳ですがこの自営のふ化場というのは白石川ですか。これは自営で残したいというこのなのでしょう。

○水産業基盤整備課 縄田技術主幹

白石川につきましては、J F 亘理、丸森と協調して阿武隈川の中で親魚採捕をしております。今年度についても基本的には皆さん協調して親魚採捕して北上の拠点ふ化場に持って行くというスキームになっています。亘理支所の大堰のところの魚道採捕がメインになっているのですが、その魚道での採捕を逃れて上流の白石川に行った魚について、ロットがあまりまとまらない時は、自分のところのふ化場で自営でもいいから飼育をしたいという思いがありまして、ここのはサブふ化場、自営ふ化場という形に整理されています。

○高橋会長代理

ありがとうございます。阿武隈川は本当は大きな資源なので、なんとか残したいですね。この拠点化するというのは概ね仕方がないのかなというようには思いますけれども、お手元にシンポジウムの案内をさせていただいておりますが、この中で次第の第1部（2）に気仙沼試験場にいた帰山氏に講演をお願いしております。温暖化に伴うさけの動態と今後の行方ということで国際的な視野からお話をいただきます。彼の話は何回か聞いているのですが、今回の現象というのは5,000年前から7,000年前に起きた縄文海進という非常に温暖な時期に似ているということです。水位がかなり高くなった時期でもあります。ただ、この頃は1,000年かけて1度上がるという水温上昇だ

ったのですが、今度は100年で1.5度上がるというような状況なので極めて急激でさけもかなり適応できなくなっているのかなと思います。彼は北海道中心の考え方だと思うのですが、ふ化放流の場合はかなり飼いやすいものを飼育するので、遺伝的な多様性dが失われ、狭まってしまうこと、高水温に強い遺伝子を持つものも失われてしまう可能性が高いということで自河川に上ったものを天然で産卵させてその回帰を待たらいいのではないかと強く考えているようです。この縄文時代に生き残ったさけの遺伝子、そういったものもかなり重要ではないかと考えているのかなと思いますけれどもそういった考え方もありまして、この拠点化の中に河川で天然産卵させるということも検討していただければと思います。このシンポジウムですが、11月22日に大崎市役所で開催しますので、興味のある方はぜひ御参加いただければと思います。

○小野寺会長

さけを捕獲するところをある程度集約する、産卵場を集約するというところでその集約した拠点以外のところは今までどおりにさけの捕獲はできると考えているのですか。

○水産業基盤整備課 縄田技術主幹

捕獲に関しては昨年度同様に経費的な支援もいたします。

○小野寺会長

要するにふ化場を集約するというように単純にシンプルに考えてよろしいですか。

○水産業基盤整備課 縄田技術主幹

捕獲に関してはそうです。運搬という一つのハードルは出てきますけれどもまずはしっかり捕獲していただくことを考えています。

○小野寺会長

今までどおりに捕獲ができないと、その分天然産卵に回るのではないかと想像したのですが、今までどおりと考えてよろしいでしょうか。

○水産業基盤整備課 縄田技術主幹

まず、今年はそのとおりであります。

○高橋会長代理

このような状況なので、ふ化場の管理を集約化するというのはやむを得ないかなと思っています。しかし、その辞めてしまった河川で上ってきたものを根こそぎ獲ってふ化放流に回して本当にいいのかという疑問もあります。そういったことをですね、もう少し検討していただければと考えています。

○黒川委員

今、御説明いただいた内容や先生方の御質問と重なってくるかもしれないのですが、素人的な質問で申し訳ないのですが、一番はさけが戻ってきてくれることを願っている

のですが、それと並行して、宮城県だけではなく全国的にあるいは世界を見渡して完全養殖というのはなされているのですか。養殖しようと思ったら大規模な施設が必要かと思いますが完全養殖をしているところはありますでしょうか。可能なのでしょうか。その辺りを教えていただけたらと思います。

○水産業基盤整備課 日下課長

さけについての御質問と捉えますが御存知のとおり今お話したさけも採卵してから3年、4年かかって帰ってきます。非常に年数がかかりまして、陸上養殖ということになるとその間の電気代であったり、餌代であったり、コストが非常に高くなります。その仕上がりとして得られる対価がどういったものになるかという収支の考え方からいくところのしろさけはおそらくそれに合う魚種ではないだろうと思います。ただ、世界的なということでサーモンの人気がございますので、トラウトとかです。そういった部分であれば北欧の会社などが陸上養殖をなされている訳です。ということでさけ・ます類の中でも単価の高いものについては陸上養殖というところの展開は今後あるだろうと考えます。

○小野寺会長

他にございますか。なければ報告事項(2)「宮城県さけます増殖振興プラン(暫定版)に基づくふ化放流体制の再構築等について」は終わりにしたいと思います。

— — — — 報 告 事 項 終 了 — — — —

【その他】

○小野寺会長

その他に移りますが、委員の方で何かございますか。

○菅原元(はしめ)委員

内水面にはまりまして70年は過ぎたのではないかと思うのですが、今年のあゆについて見たこともないような状態が起こっています。川の中で4月に稚鮎として天然遡上した魚は大きくなって、今産卵時期に入って一番大きいもので雌で28センチで300グラムくらい、丸々と太ったあゆを獲りました。あとは雄は27センチ、大きくても28センチくらいで、雄としては立派なやつなのですが、平年並みの数はいませんでした。ただ昨日も川に入ったのですが、15センチくらいの立派なあゆがたくさん川にいます。それを獲ってうるかを作るために並べますが、昨年までのような卵や白子でといった状態ではありません。まだ未熟です。水温の関係なのかは分かりませんが、内水面の組合をやって、遊漁料をとって、お金をもらっている組合としてはみじめな1年だと思います。友釣りの人が入っても元の種あゆの半分もいかないようなあゆが掛かりますので、面白くないですね。ほとんど友釣りの人たちは辞めてしまいました。やまめ、いわなの3月の解禁時もそうなのですが、水がなくて部分的に魚が集まったような場所だけが釣れて後は全然ダメです。そのような状態が今年3月からあってあゆが始まって、先ほど会長はあゆが終わりましたと言っていました。まだ私は終わってませんが、何が

起きているのか教えていただきたいのですが。

○小野寺会長

よく分かります。私は昨年、8年ぶりぐらいにあゆ釣りを再開したのですが、昨年は良かったのですが、今年はずっと見ていたらこんなですよね。跳ねるのを見て、あんなのでは友釣りにならないというのでずっと待っていたのですが全然ダメでした。そのうちに百日咳になって釣りどころではなくなったのですが、結局一度も竿を出すチャンスがない。川はずっと見ていますからあゆの跳ねるのを見てサイズを見ていました。跳ねる場所も昨年とは全然違います。渇水でどこか一番深い場所に集まってほとんど餌を食べられなくて夏を過ごしたのだらうと思いますね。秋口になって少し涼しくなって餌を食べ始めたので、動き出しているのではないかという気がします。確かに秋になってからこういうのが瀬に出てきています。私にとっても非常に残念な年でした。この年なので、せっかく始めたのだから1年に1回、2回は竿を出したいと思っていたのですが、今年はダメでした。ただの感想です。

○小野寺会長

他にございますか。県からお願いします。

○水産業振興課 武山総括課長補佐

次回の内水面漁場管理委員会の開催日程について御連絡いたします。次回の委員会の開催ですが、12月22日曜日、午後2時から場所は県庁9階の第一会議室で開催を予定しております。以上です。

○小野寺会長

それでは全ての議題が終わりましたので、本日の委員会はこれで終了といたします。ありがとうございました。

— — — — 委 員 会 終 了 —

《議決（決定）事項》

議題

審議事項

- (1) うなぎ稚魚漁業の制限措置（案）等について
- (2) 全国内水面漁場管理委員会連合会令和8年度中央省庁提案項目及びアンケート調査について

協議事項

宮城県漁業調整規則の改正について

報告事項

- (1) 令和6年度さけ来遊状況及び令和7年度さけ来遊予測について
- (2) 宮城県さけます増殖振興プラン（暫定版）に基づくふ化放流体制の再構築等について

以上の記録は的確であることを認め署名する。

会 長

野寺秀也

署名委員

菅原 元

署名委員

五十嵐 健志

書 記

深澤 航太